

IV

家事事件の概況

1 家事事件の概況

平成24年における平均審理期間は、甲類審判事件では0.9月、乙類審判事件では4.9月、乙類調停事件では5.2月、乙類以外の調停事件では4.5月である。

また、新受件数は、審判事件（甲類審判事件及び乙類審判事件の合計）では一貫して増加しており、調停事件（乙類調停事件及び乙類以外の調停事件の合計）では高い水準で推移している。こうした中で、平均審理期間の推移を見ると、甲類審判事件は、0.9月から1.2月という短いものとなっており、乙類審判事件は短縮化し、乙類調停事件はおおむね横ばいであり、乙類以外の調停事件は、おおむね4.2月前後で推移していたが、平成24年には4.5月となっている。

平均審理期間が他の類型と比較すると長い乙類事件においても74%以上の事件が、受理から6月以内に終局している。また、受理から終局までの期間が2年を超える家事事件は、その割合が最も高い乙類審判事件においても1.9%にとどまる。

○ 概況

家庭裁判所における家事事件¹の概況は、以下のとおりである。

【表1】は、平成24年に既済となった家事事件の事件数及び平均審理期間を示したものである。甲類審判事件の既済件数は64万9199件であり、家事事件全体の4分の3以上

【表1】 家事事件の事件数及び平均審理期間

| 事件の種類 | 甲類審判事件 | 乙類審判事件 | 乙類調停事件 | 乙類以外の調停事件 |
|-----------|---------|--------|--------|-----------|
| 事件数 | 649,199 | 21,385 | 71,352 | 68,452 |
| 平均審理期間(月) | 0.9 | 4.9 | 5.2 | 4.5 |

を占めるが、その平均審理期間は0.9月である。乙類審判事件の平均審理期間は4.9月、乙類調停事件の平均審理期間は5.2月であり、乙類以外の調停事件の平均審理期間は4.5月である。

【図2】は、甲類審判事件の新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。新受件数は、平成15年には51万5426件であったものが、その後一貫して増加しており²、平成24年には新受件数は65万0536件と、約1.3倍に増加している。他方、同年の平均審理期間は0.9月で、全期間を通じて、0.9月から1.2月の間という短いものとなっている。

【図3】は、乙類事件の新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。新受件数は、いずれも一貫して増加しており、調停事件については、平成15年に5万3207件であったものが平成24年には7万3204件と約1.4倍に、審判事件については、平成15年に1万2096件であったものが平成24年には2万2154件と約1.8倍に、それぞれ増加している。乙類事件（審判＋調停）では、遺産分割事件（後記2.1参照）、

¹ 家事事件の審判・調停手続については、平成25年1月1日、家事事件手続法（平成23年法律第52号）が施行され、家事審判法（昭和22年法律第152号）は廃止された。本報告書で分析する統計データは平成24年12月31日までのものであり、全て家事審判法下でのものであることから、家事事件の種類については、これまでの報告書と同様、「甲類審判事件」、「乙類審判事件」、「乙類調停事件」、「乙類以外の調停事件」と表記する。家事審判法における家事事件の種類については、第3回報告書概況・資料編143頁参照。

² なお、甲類審判事件のうち、成年後見関係事件（後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件の合計）の新受件数は、平成12年の制度導入以降、おおむね増加傾向にあり、平成24年の新受件数（4万2855件）は、平成13年の事件数（1万2244件）の3.5倍に達している。後記VI4.3.1.2【図7】参照。

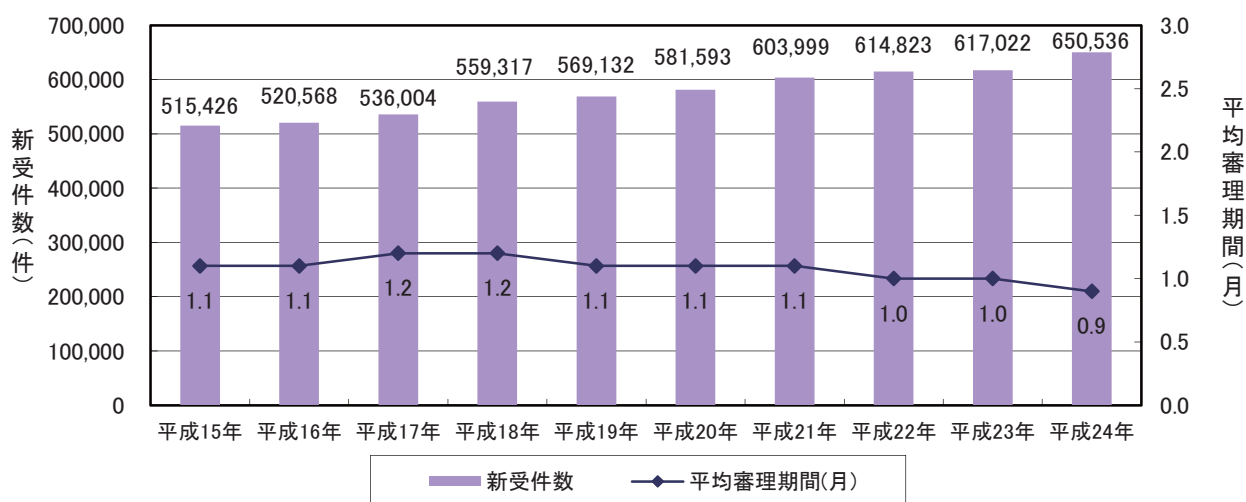
IV 家事事件の概況

婚姻費用分担事件（後記2. 2の脚注11参照）及び子の監護事件（後記2. 3）が大きく増加している。他方、平均審理期間は、調停事件については、おおむね横ばいで推移し、平成24年は5.2月となっており、また、審判事件については、平成15年の7.9月から短縮化し、平成24年は4.9月となっている。

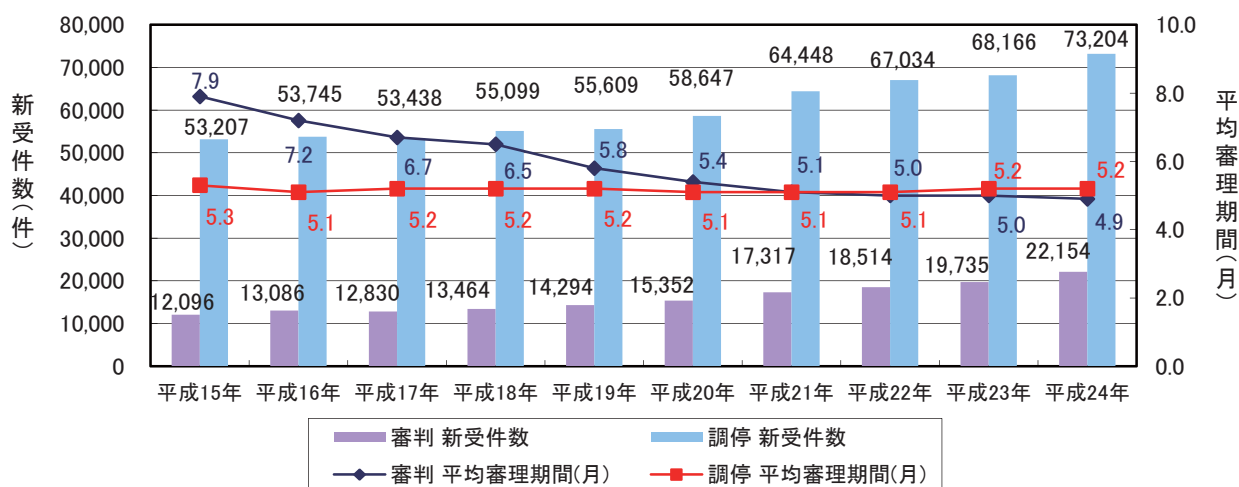
【図4】は、乙類以外の調停事件の新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。新受件数は、平成15年をピークに減少し、平成24年は6万8598件となっている。他方、平均審理期間は、横ばいで推移し平成22年には4.3月であったが、平成23年以降は4.5月と長くなっている。

なお、新受件数は、調停事件（乙類調停事件（【図3】参照）及び乙類以外の調停事件（【図4】参照）の合計）は、近年は14万件前後の高い水準で推移しており、平成24年は14万1802件とこれまでで最も多くなっている³。

【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移（甲類審判事件）

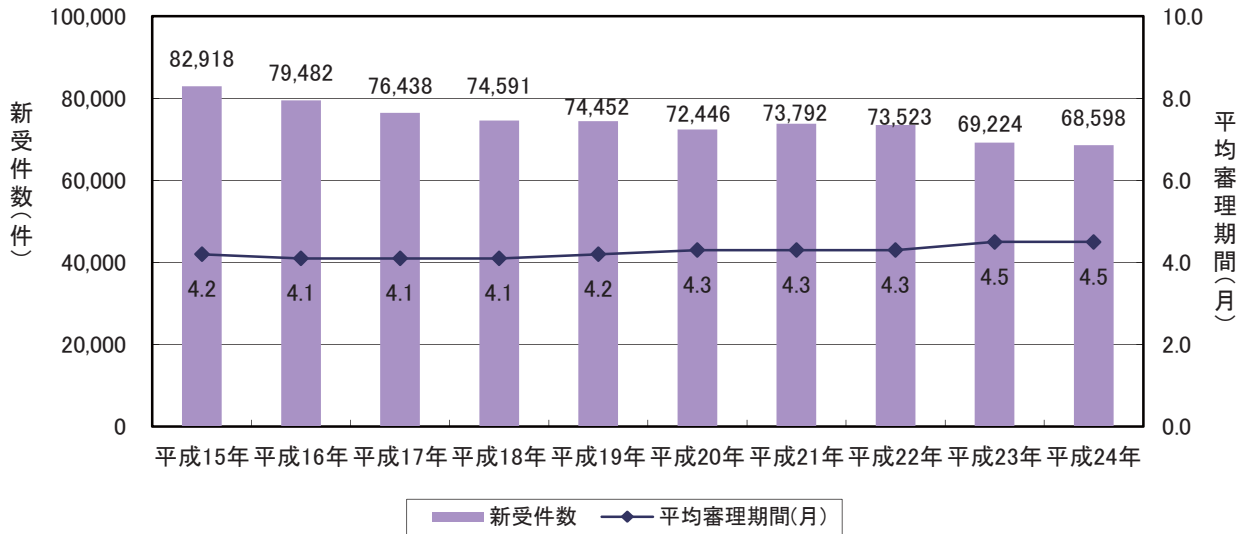


【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移（乙類事件）



³ 後記VI 3. 1. 1. 3【図32】参照。

【図4】 新受件数及び平均審理期間の推移(乙類以外の調停事件)



【表5】は、家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合を示したものである。これによれば、最も平均審理期間の短い甲類審判事件においては98%以上の事件が、乙類以外の調停事件においては80%近くの事件が、乙類審判事件及び乙類調停事件においても74%以上の事件が、受理から6月以内に終局している。受理から終局までの期間が2年を超えるものは、最も割合の高い乙類審判事件においても1.9%にとどまる。

【表6】によれば、甲類審判事件は、認容で終局したものが96.8%を占め、他の終局事由はわずかであるが、乙類審判事件は、認容で終局したものは56.1%であり、却下で終局したものが10.9%あるほか、取下げで終局したものは15.8%、「それ以外」で終局したものは17.2%ある。乙類審判事件において「それ以外」の終局事由が多いのは、家事審判法11条に基

【表5】 家事事件の審理期間別の事件数及び事件割合

| 事件の種類 | 甲類審判事件 | 乙類審判事件 | 乙類調停事件 | 乙類以外の調停事件 |
|-------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 6月以内 | 642,237 98.9% | 16,331 76.4% | 52,782 74.0% | 54,297 79.3% |
| 6月超 1年以内 | 5,503 0.8% | 3,331 15.6% | 13,395 18.8% | 11,864 17.3% |
| 1年超 2年以内 | 1,283 0.2% | 1,311 6.1% | 4,394 6.2% | 2,136 3.1% |
| 2年超を超える | 176 0.03% | 412 1.9% | 781 1.1% | 155 0.2% |

【表6】 家事事件の終局区分別の事件数及び事件割合

| | 甲類 審判事件 | 乙類 審判事件 | | 乙類 調停事件 | 乙類以外 の調停事件 |
|------|-------------------|------------------|------|------------------|------------------|
| 総数 | 649,199 100.0% | 21,385 100.0% | 総数 | 71,352 100.0% | 68,452 100.0% |
| 認容 | 628,648 96.8% | 11,989 56.1% | 成立 | 41,389 58.0% | 32,027 46.8% |
| 却下 | 2,416 0.4% | 2,329 10.9% | 不成立 | 11,440 16.0% | 15,449 22.6% |
| 取下げ | 14,630 2.3% | 3,380 15.8% | 取下げ | 16,263 22.8% | 16,978 24.8% |
| それ以外 | 3,505 0.5% | 3,687 17.2% | それ以外 | 2,260 3.2% | 3,998 5.8% |

づき調停に付した事件について、調停が成立したことにより審判事件が当然に終了したとされるもの⁴が相当数あるためと考えられる。乙類調停事件においては58.0%の事件で、乙類以外の調停事件においては46.8%の事件で、調停が成立している。

○ まとめ

家事事件の動向についてみると、新受件数は、審判事件（甲類審判事件及び乙類審判事件の合計）が一貫して増加しており、また、調停事件（乙類調停事件及び乙類以外の調停事件の合計）は過去最高の水準に達している。こうした中で、平均審理期間の推移を見ると、甲類審判事件は、0.9月から1.2月という短いものとなっており、乙類審判事件は短縮化し、乙類調停事件は、おおむね横ばいであり、乙類以外の調停事件は、おおむね横ばいで推移して平成22年には4.3月であったが、平成23年以降は4.5月となっている。

第4回報告書（施策編64頁から65頁）においては、家事事件全般について審判及び調停を充実させるため、裁判官と調停委員との評議や裁判官による調停期日への立会いをより一層充実させる必要があるとして、その旨の施策を提示したところであるが、家庭裁判所では、家事事件手続法の制定及び施行を契機として、調停手続の透明性を向上させ、紛争解決機能を強化するための調停運営の改善に向けた取組、すなわち、調停委員会が当事者の言い分を整理し、争点（紛争における対立点）に関する事実関係を把握し、法的判断の枠組み及び紛争の実態を踏まえた解決案を策定するとともに、調停委員会と当事者との間で、争点に関する相手方の言い分や重要な証拠資料を共有することで、当事者が主体的に解決策を検討することが可能となるような調停運営を目指すという取組が進められているところである。

家事事件については、上記取組はもとより、家事事件手続法の施行を踏まえた取組が行われ、今後ともこうした取組の更なる進展が求められよう。

【コラム】

○ 家事事件手続法について

家事事件の手続については、家事事件手続法（平成23年法律第52号、同年5月25日公布）が平成25年1月1日から施行され、全面的な手続の見直しが行われた。それまで家事事件の手続を定めていた家事審判法は、昭和22年の制定以降、全体について改正されたことがなかったが、この間、我が国の家族をめぐる社会状況、国民の法意識は著しく変化し、家族間の事件の中にも、関係者の利害が激しく対立する解決の困難な事件が増え、当事者等が手続に主体的に関わるための機会を保障することが重要になってきた。そこで、家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容とするため、新たに家事事件手続法が制定されたものである。

家事事件手続法は、家事審判法と同様、家事審判事件及び家事調停事件の手続について定めているが、その見直しの要点は、当事者等の手続保障を図るための制度の拡充がされたこと（申立書の写しの送付、当事者に対する記録の原則開示、参加制度の充実等）、国民が家事事件の手続を利用しやすくするための制度の創設・見直しがされたこと（電話会議・テレビ会議システムの導入等）及び手続の基本的事項に関する規定の整備がされたことである。

家庭裁判所は、前記のような国民の要請に応えるべく、同法の適切な運用に向けた取組を行うほか、同法の施行を契機として、本文掲記の家事調停の充実に向けた取組を行っているところである。

⁴ この点、訴訟事件を調停に付して調停が成立した場合に、訴えの取下げがあったものとみなされる（家事審判法19条2項、民事調停法20条2項参照。）のとは異なっている。

2 個別の事件類型の概況

2. 1 遺産分割事件の概況

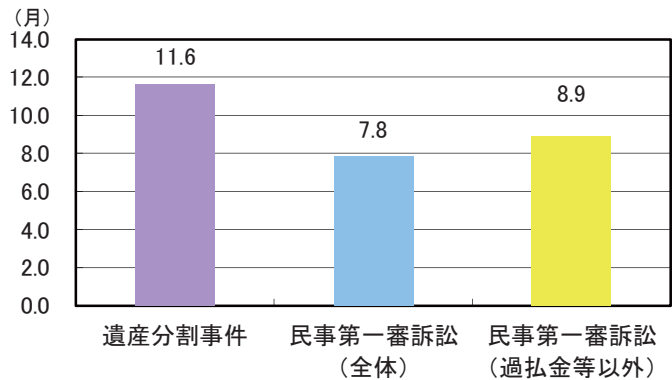
平成24年における遺産分割事件の平均審理期間は11.6月と、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.3倍となっている。新受件数は平成4年の1.6倍と大きく増加しているが、平均審理期間は平成5年（18.7月）をピークとして短縮化しており、平成24年は全体の3分の2程度が受理から1年以内に終局しており、終局まで2年を超えるものは、平成24年では1割弱にすぎない。遺産分割事件の6割以上が調停成立で終局しており、審判に至るものは1割程度である。遺産分割事件の平均期日回数は5.9回、平均期日間隔は2.0月である。

○ 平均審理期間等

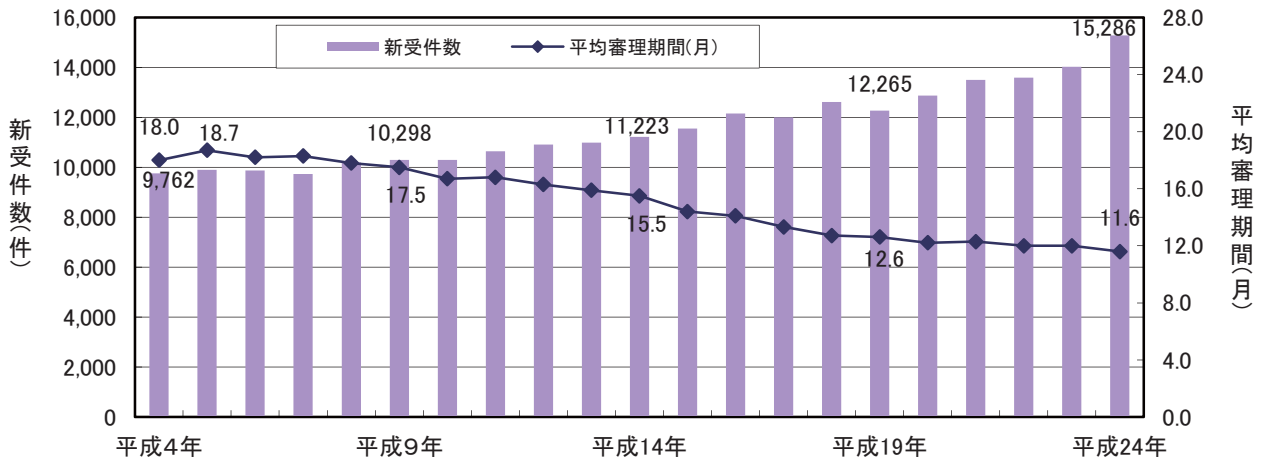
【図7】は、平均審理期間を示したものである。平成24年の平均審理期間は11.6月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.3倍となっている。

【図8】は、新受件数（審判+調停）と平均審理期間の経年推移を示したものである。平成24年の新受件数は、1万5286件であり、平均審理期間は11.6月である。新受件数は、平成4年（9762件）の1.6倍と大きく増加しているが、平均審理期間は、平成5年（18.7月）をピークとして短縮化している。

【図7】 平均審理期間
（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）



【図8】 新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

IV 家事事件の概況

○ 審理期間別の事件数等

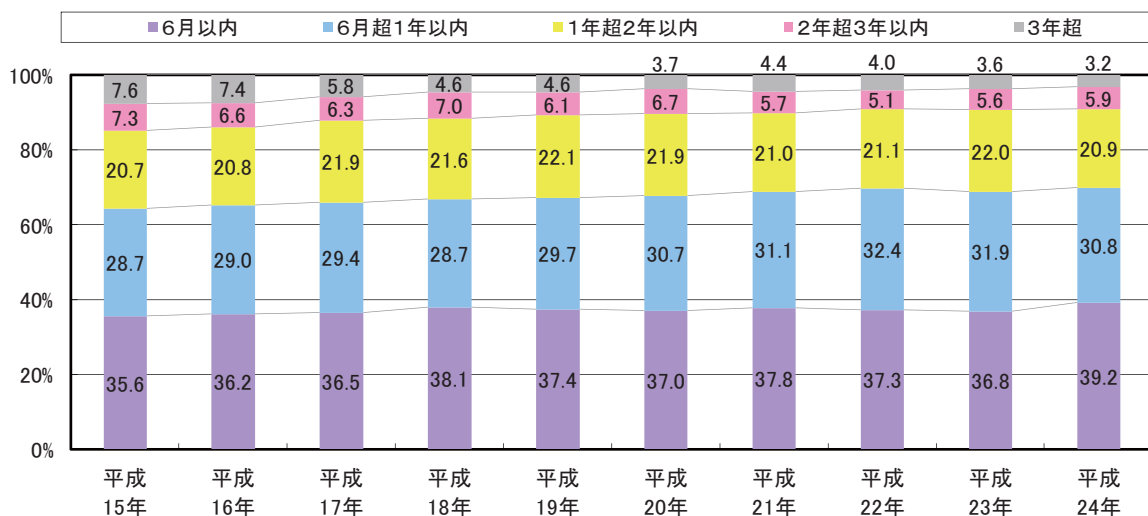
【表9】は、審理期間別の事件数⁵及び事件割合を示したものであるが、遺産分割事件は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、審理期間が6月以内の事件割合が少なく、1年を超える事件割合が若干多くなっている。

【図10】は、審理期間別の事件割合の経年推移を示したものである。全期間を通じて、全体の3分の1以上が受理から6月以内に、3分の2程度が受理から1年以内に終局しているが、終局まで2年を超えるものも全体の1割程度ある。審理期間が1年以内の事件割合が平成15年の64.3%から平成24年の70.0%まで増加する一方、審理期間が2年を超える事件割合は平成15年の14.9%から平成24年の9.1%まで減少している。

【表9】 審理期間別の事件数及び事件割合
(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 遺産分割事件 | 民事第一審訴訟(全体) | 民事第一審訴訟(過払金等以外) |
|-----------|----------------|------------------|-----------------|
| 事件数 | 11,737 | 168,230 | 90,560 |
| 平均審理期間(月) | 11.6 | 7.8 | 8.9 |
| 6月以内 | 4,603 39.2% | 103,815 61.7% | 50,971 56.3% |
| 6月超1年以内 | 3,610 30.8% | 32,613 19.4% | 17,148 18.9% |
| 1年超2年以内 | 2,457 20.9% | 23,611 14.0% | 16,470 18.2% |
| 2年超3年以内 | 688 5.9% | 5,927 3.5% | 4,263 4.7% |
| 3年超を超える | 379 3.2% | 2,264 1.3% | 1,708 1.9% |

【図10】 審理期間別事件割合の推移(遺産分割事件)



⁵ 事件数は、審判、調停の両手続を経た事件についても、これらを通じて1件として計上した数値であり、平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔等の既済事件に関する統計データは、すべてこの計上方法に基づき計算している。

○ 終局区分別の事件数等

【表11】は、遺産分割事件の終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、全体の6割以上が調停成立で終局しており、認容、却下又は分割禁止の審判に至るものは、全体の1割程度である。

【表11】 終局区分別の事件数及び事件割合 (遺産分割事件)

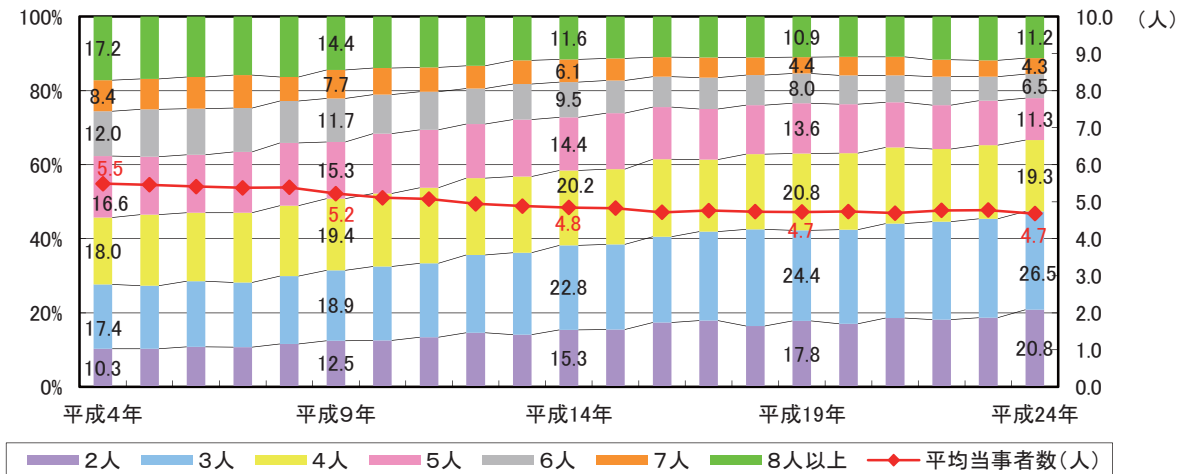
| | |
|--------|----------------|
| 調停成立 | 7,397 63.0% |
| 調停をしない | 49 0.4% |
| 取下げ | 2,803 23.9% |
| 当然終了 | 35 0.3% |
| 認容 | 1,394 11.9% |
| 却下 | 47 0.4% |
| 分割禁止 | 12 0.1% |

○ 当事者等の状況

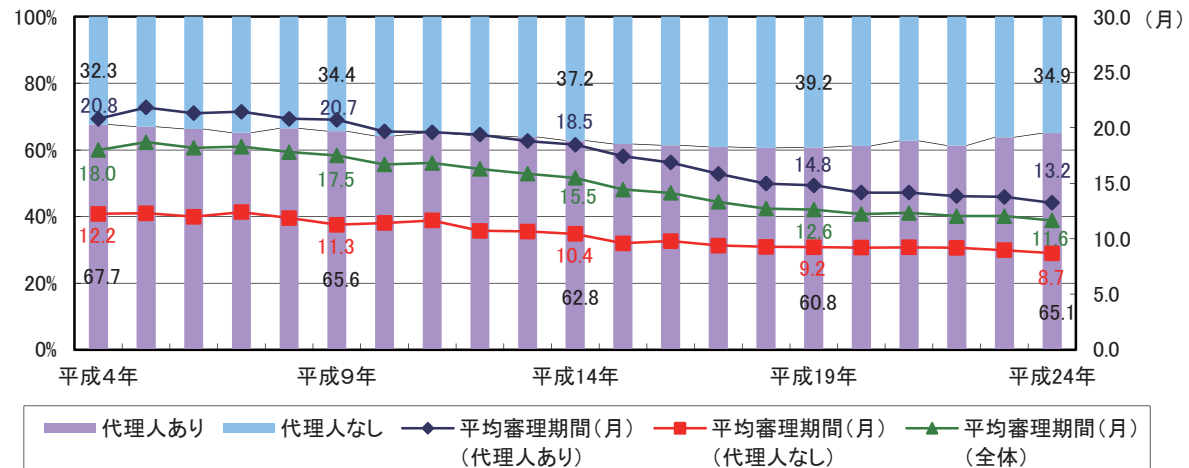
【図12】は、当事者数の推移を示したものである。平成24年の平均当事者数は4.7人であり、平均当事者数はおおむね減少傾向にある。

【図13】は、弁護士代理人の関与率と平均審理期間の推移を示したものである。当事者のいずれかに弁護士代理人が関与している事件の全体に占める割合は、平成24年に終局した事件で65.1%であり、全期間を通じて6割台で推移している。弁護士代理人の関与がある事件の方が、同時期の弁護士代理人の関与がない事件よりも平均審理期間が長いのが一貫した傾向であるが、これは、複雑困難な事件に弁護士代理人が関与することになりやすいなどの事情によるものと思われる。

【図12】 当事者数の推移(遺産分割事件)



【図13】 代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)

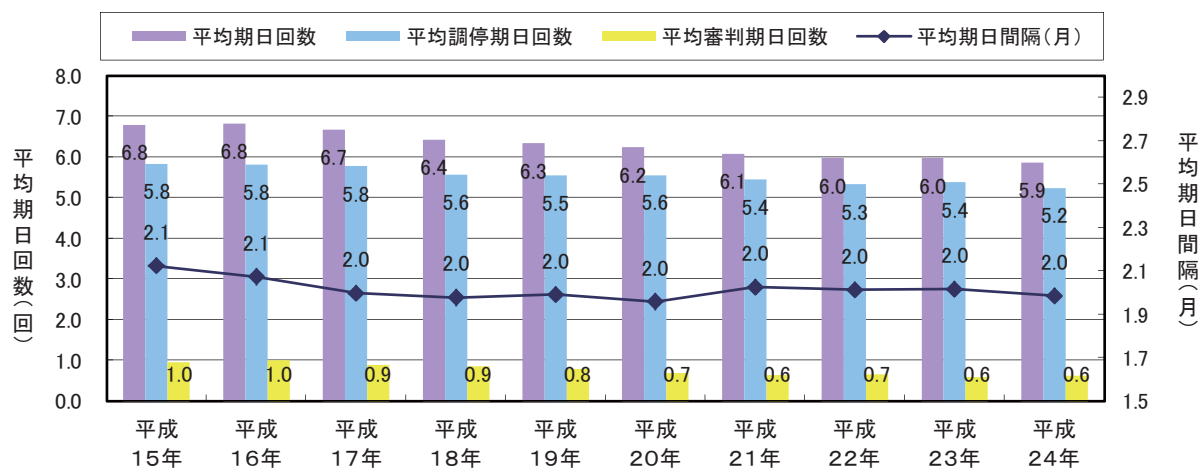


IV 家事事件の概況

○ 期日の状況等

【図14】は、平均期日回数及び平均期日間隔の推移を示したものである。平成24年の調停期日と審判期日とを合わせた平均期日回数は5.9回であり、平成15年の6.8回から0.9回減少した。なお、平均期日回数のうち5.2回が調停期日である。平均期日間隔は2.0月で、平成15年以降、横ばいである。

【図14】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(遺産分割事件)



【表15】は、遺産分割事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、調査命令のあった事件は全体の12.4%にとどまる。

【表15】 調査命令の有無別の事件数及び事件割合(遺産分割事件)

| | | |
|------|----|-----------------|
| 調査命令 | あり | 1,455 12.4% |
| | なし | 10,282 87.6% |

○ まとめ

まず、遺産分割事件の動向についてみると、新受件数は平成4年の1.6倍と大きく増加しているが、平均審理期間は、平成5年をピークとして短縮化している。もともと、他の乙類事件の平均審理期間と比べて長期に及んでおり、審理期間が2年を超える事件も1割程度存するところである。

次に、第3回報告書(分析編133頁から151頁まで)及び第4回報告書(施策編14頁から15頁まで)においては、遺産分割事件の長期化要因として、①前提問題等の関連事件待ち、②付随問題についての調整、③当事者多数、④物件多数、⑤特別受益・寄与分についての主張、⑥感情的対立などを指摘したところである。これらについて最新の統計データをみると、第3回報告書で分析し、第4回報告書で確認したのと同様に、遺産分割事件においては、当事者数が4人以上の事件が半数以上を占めており、当事者数が多いほど、また、遺産額が多くなるほど、平均審理期間がおおむね長くなる傾向にあり、調停又は審判で特別受益が考慮された事件や寄与分の定めのある事件の平均審理期間は長いなど、長期化要因の分析・整理の前提となった状況に大きな変化はない⁶。その他、上記長期化要因を見直すべき事情は見あたらないことからすると、上記長期化要因は、引き続き妥当性を有していると考えられる。

そして、第4回報告書において各種施策を提示したところであるが(第4回報告書施策編60頁から64頁まで)、本報告書公表時までの間にも、調停事件全般について、調停手続の透明性の向上、紛争解決機能の強化の取組が行われている(前記1参照)ほか、遺産分割事件についても、上記のような長期化要因も踏まえつつ、種々の取組が引き続き行われているところである⁷。また、平成25年1月1日に施行された家事事

⁶ 第4回報告書施策編資料編【資料6】のほか、本文掲記の各統計データ、後掲資料編【資料5】参照。

⁷ 近時の取組を紹介するものとして、田中寿生・猪俣和代・高取真理子・藤原典子・名島亨卓・奥野浩一「遺産分割事件の運営 東京家庭裁判所家事第5部(遺産分割専門部)における遺産分割事件の運用(上),(中),(下)」判例

件手続法では、職権探知主義を維持しつつ、当事者に裁判資料の収集の場面における主体的役割を与えるため、証拠調べについては、新たに当事者に申立権を認めることとし（56条1項、258条1項）、当事者も事実の調査及び証拠調べに協力するものとしており（56条2項）⁸、当事者による主張・証拠の提出が一層促されることになるものと思われるところである。加えて、遺産分割事件では、家事審判法下においても調停条項案の書面による受諾の制度が活用されていたが（同法21条の2）、家事事件手続法では、遺産分割事件にも利用し得る制度として、新たに調停に代わる審判も導入されており（284条）、参加意欲に乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進のための規定の整備が図られている。今後の実務においては、家事事件手続法制定の理念の下、同法下での新たな制度を活用しつつ、遺産分割事件の適正・充実・迅速な解決を促進するための更なる取組が求められよう。

タイムズ1373号54頁，1375号67頁，1376号56頁（いずれも平成24年）参照。例えば、前提問題及び付随問題が主張された場合に適切な解決を促進する施策（第4回報告書施策編60頁参照）については、前提問題に関する民事訴訟の提起を促進するための具体的方策はいまだ見出されていないが、付随問題を含めた一体的な解決を望む当事者の期待と長期化の防止の調和を図る試みとして、調停初期の段階で付随問題について論じる期日をおおむね3期日程度と設定し、その間に合意できなければ、以後その付随問題を取り上げないこととする運用を紹介している（田中寿生ら・上記1375号・71頁参照）。

⁸ 金子修「一問一答・家事事件手続法」114頁（商事法務，平成24年）参照。

2. 2 婚姻関係事件の概況

平成24年における婚姻関係事件の平均審理期間は4.7月であり、全体の約96%が受理から1年以内に終局している。

婚姻関係事件の約半数は調停成立で終局しており、審判に至るものは全体の約6%である。

婚姻関係事件の平均期日回数は3.0回であり、平均期日間隔は1.6月である。

平成24年に既済となった婚姻関係事件⁹の事件数¹⁰は、【表16】のとおり7万2122件であり、平均審理期間は4.7月である。審理期間別の事件割合をみると、【表17】のとおり全体の77.1%が受理から6月以内に、96.3%が受理から1年以内に終局している。

【図18】は、新受件数（審判＋調停）と平均審理期間の経年推移を示したものである。新受件数は、平成18年の6万9755件を底としておおむね増加傾向にあって平成24年は7万8880件と高水準にある¹¹。また、平均審理期間は4月台で推移しているものの、近時は若干長期化して平成24年は4.7月となっているが、これは、紛争性の高い事件が増えていること等の事情によるものと思われる。

【表19】は、婚姻関係事件の終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、全体の約半数で調停が成立しており、認容、却下の審判に至るものは、全体の約6%である。

【表20】は、婚姻関係事件の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。調停期日と審判期日とを合わせた平均期日回数は3.0回であり、そのほとんどが調停期日である。平均期日間隔は1.6月である。

【表21】は、婚姻関係事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、調査命令のあった事件は全体の18.0%にとどまる。

【図22】は、代理人弁護士関与率と平均審理期間の推移を示したものである。当事者の少なくとも一方に代理人弁護士が関与している事件の割合は漸増傾向にある。全般に代理人弁護士の関与がある事件の方が、代理人弁護士の関与がない事件よりも平均審理期間が長い。これは、複雑困難な事件に代理人弁護士が関与することになりやすいなどの事情によると思われる。

【表16】 事件数及び平均審理期間(婚姻関係事件)

| | |
|-----------|--------|
| 事件数 | 72,122 |
| 平均審理期間(月) | 4.7 |

【表17】 審理期間別の事件数及び事件割合(婚姻関係事件)

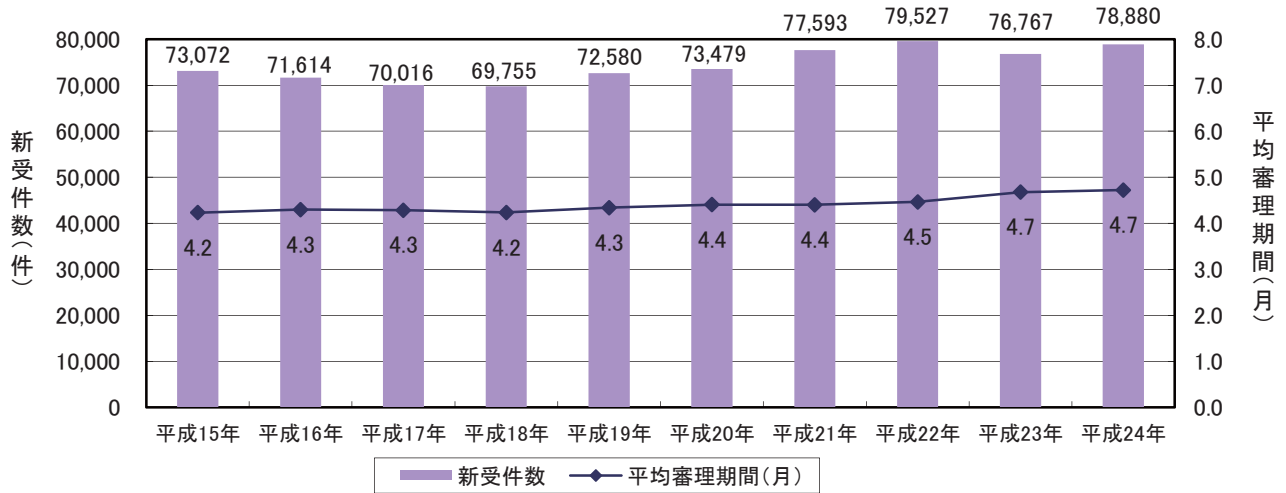
| | |
|---------|-----------------|
| 6月以内 | 55,625 77.1% |
| 6月超1年以内 | 13,856 19.2% |
| 1年超2年以内 | 2,470 3.4% |
| 2年超3年以内 | 144 0.2% |
| 3年超を超える | 27 0.04% |

⁹ 婚姻関係事件には、乙類以外の調停事件に分類される離婚等調停事件、乙類事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき案分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

¹⁰ 前掲脚注5参照。

¹¹ なお、婚姻関係事件のうち、婚姻費用分担事件の新受件数（調停＋審判）は、平成15年の8587件から大きく増加して平成24年は1万9853件と2.3倍となっている。

【図18】 新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

【表19】 終局区分別の事件数及び事件割合(婚姻関係事件)

| | | |
|--------|--------|-------|
| 調停成立 | 37,679 | 52.2% |
| 調停不成立 | 11,632 | 16.1% |
| 調停をしない | 656 | 0.9% |
| 24条審判 | 84 | 0.1% |
| 取下げ | 17,723 | 24.6% |
| 当然終了 | 123 | 0.2% |
| 認容 | 3,982 | 5.5% |
| 却下 | 243 | 0.3% |

【表20】 平均期日回数及び平均期日間隔(婚姻関係事件)

| | |
|-----------|-----|
| 平均期日回数 | 3.0 |
| 平均調停期日回数 | 2.9 |
| 平均審判期日回数 | 0.1 |
| 平均期日間隔(月) | 1.6 |

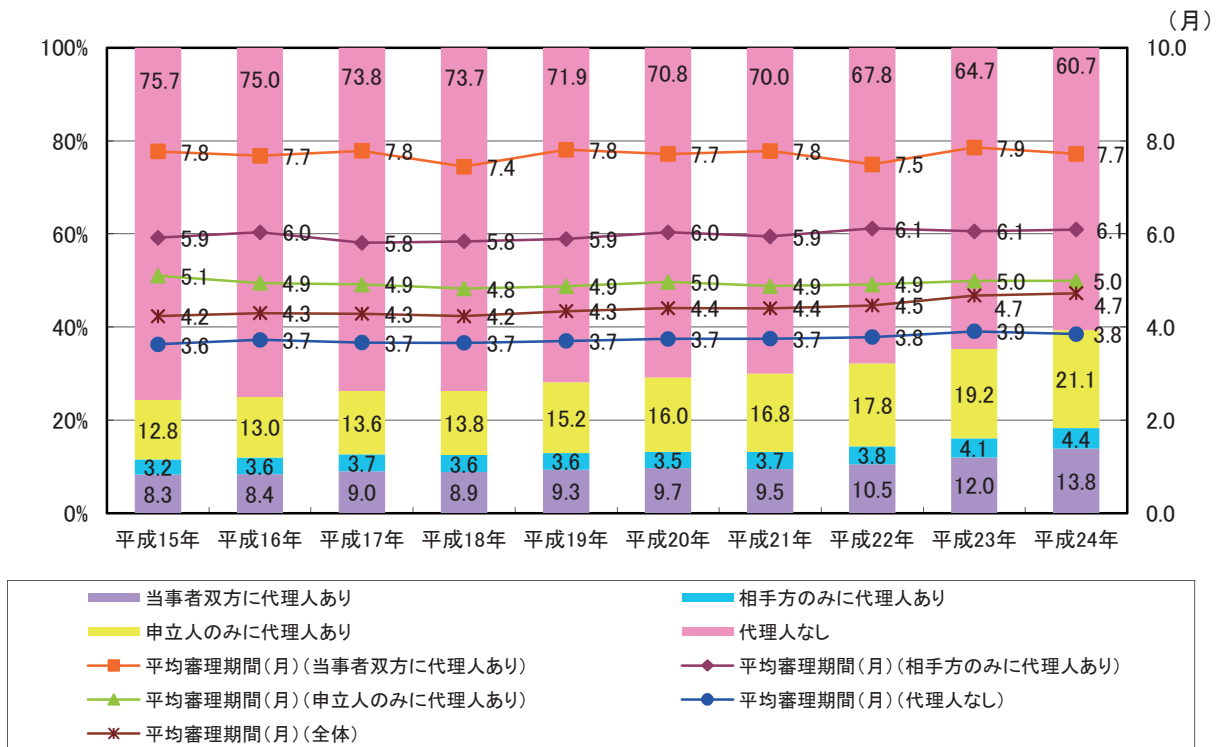
※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

【表21】 調査命令の有無別の事件数及び事件割合(婚姻関係事件)

| | | | |
|------|----|--------|-------|
| 調査命令 | あり | 12,954 | 18.0% |
| | なし | 59,168 | 82.0% |

IV 家事事件の概況

【図22】 代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



2. 3 子の監護事件の概況

平成 24 年における子の監護事件の平均審理期間は 5.2 月であり、全体の約 94%が受理から 1 年以内に終局している。

子の監護事件の約 57%は調停成立で終局しており、審判に至るものは全体の約 15%である。

子の監護事件の平均期日回数は 3.0 回であり、平均期日間隔は 1.7 月である。

平成24年に既済となった子の監護事件¹²の事件数¹³は、【表23】のとおり 3万1523件であり、平均審理期間は5.2月である。審理期間別の事件割合をみると、【表24】のとおり、全体の72.9%が受理から6月以内に、93.5%が受理から1年以内に終局している。

【図25】は、新受件数（審判＋調停）と平均審理期間の経年推移を示したものである。新受件数は、平成15年の2万6229件から大きく増加して平成24年は4万0244件と1.5倍となっている。また、平均審理期間は、4月台で推移していたものの近時は若干長期化して平成24年は5.2月となっているが、これは、紛争性の高い事件が増えていること等の事情によるものと思われる。

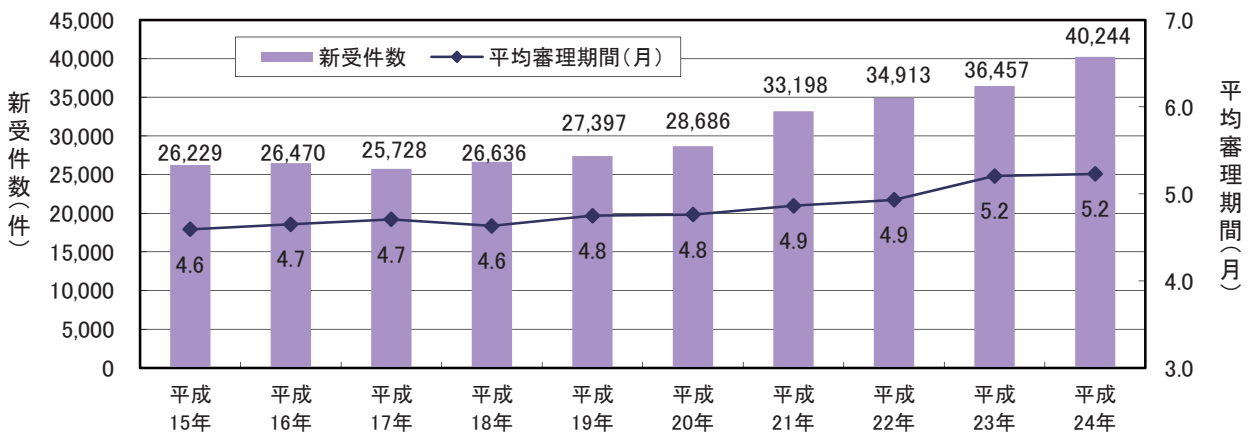
【表23】 事件数及び平均審理期間(子の監護事件)

| | |
|-----------|--------|
| 事件数 | 31,523 |
| 平均審理期間(月) | 5.2 |

【表24】 審理期間別の事件数及び事件割合(子の監護事件)

| | |
|---------|-----------------|
| 6月以内 | 22,988 72.9% |
| 6月超1年以内 | 6,505 20.6% |
| 1年超2年以内 | 1,871 5.9% |
| 2年超3年以内 | 145 0.5% |
| 3年超を超える | 14 0.04% |

【図25】 新受件数(審判＋調停)及び平均審理期間の推移(子の監護事件)



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

¹² 子の監護事件には、養育費請求事件、監護者の指定事件、面会交流事件等が含まれる。いずれも乙類事件である。

¹³ 前掲脚注5参照。

IV 家事事件の概況

【表26】は、子の監護事件の終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、全体の6割近くで調停が成立しており、認容、却下の審判に至るものは、全体の約15%である。

【表27】は、子の監護事件の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。調停期日と審判期日とを合わせた平均期日回数は3.0回であり、うち2.7回が調停期日である。平均期日間隔は1.7月である。

【表28】は、子の監護事件における調査命令の有無別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、調査命令のあった事件は全体の40.5%であり、他の家事事件よりもその割合が高い。これは、子の監護事件においては、行動科学の専門的知見を有する家庭裁判所調査官の専門性が発揮される場面が他の家事事件よりも多いことなどによると思われる。

【表26】 終局区分別の事件数及び事件割合
(子の監護事件)

| | |
|--------|-----------------|
| 調停成立 | 18,052 57.3% |
| 調停をしない | 458 1.5% |
| 取下げ | 8,093 25.7% |
| 当然終了 | 220 0.7% |
| 認容 | 3,425 10.9% |
| 却下 | 1,275 4.0% |

【表27】 平均期日回数及び平均期日間隔
(子の監護事件)

| | |
|-----------|-----|
| 平均期日回数 | 3.0 |
| 平均調停期日回数 | 2.7 |
| 平均審判期日回数 | 0.4 |
| 平均期日間隔(月) | 1.7 |

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

【表28】 調査命令の有無別の事件数及び事件割合
(子の監護事件)

| | | |
|------|----|-----------------|
| 調査命令 | あり | 12,755 40.5% |
| | なし | 18,768 59.5% |